

千葉県告示第340号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、平成31年4月9日から2週間一般の縦覧に供します。

平成31年4月9日

千葉市長 熊谷俊人

路線名	供用開始区間	供用開始日
市道 園生町111号線	稲毛区園生町392番3から 稲毛区園生町390番134まで	平成31年4月9日
	稲毛区園生町390番101から 稲毛区園生町390番17まで	
市道 園生町112号線	稲毛区園生町391番103から 稲毛区園生町391番101まで	平成31年4月9日